

2022.11 改訂版

長野県景観条例

軽井沢町景観育成基準ガイドライン

軽井沢町景観美化推進協議会（冊子作成）

工事着手30日前までに『長野県景観条例』による

景観育成重点地域内行為届出書

を提出してください

この届出は、軽井沢町の地域が浅間山の眺望や浅間山麓のすそ野に広がる樹林地など優れた自然景観を有するだけでなく、本県の東の玄関口に加えて我が国を代表する保健休養地であることから、この地域の景観を育成し次世代に引き継いでいくよう行っているためです。

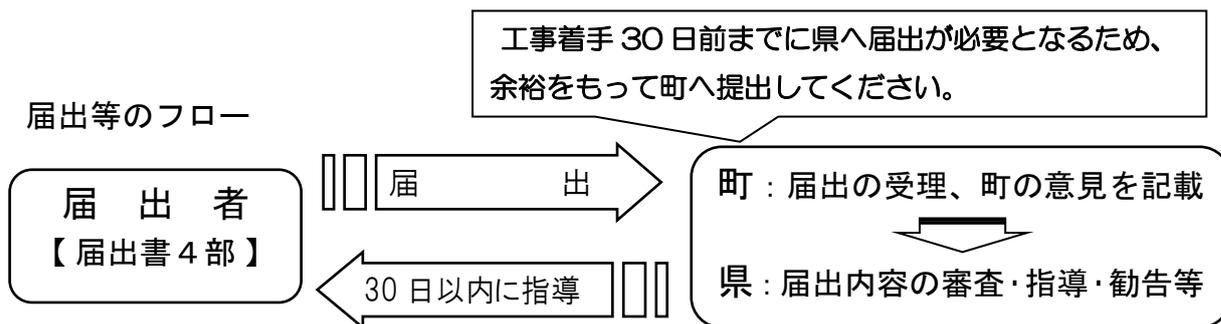
1 届出が必要な行為

行為の種類		届出を要する規模
建築物	新築、増築 改築、移転	床面積の合計が20㎡を超える
	外観変更	変更面積が25㎡を超える※1
工作物	煙突、鉄柱類等	高さが5mを超える
	電気供給等施設	高さが8mを超える
	プラント類、貯蔵施設、 太陽光発電施設等	築造面積が20㎡を超える※2
土地の形質の変更	面積が300㎡又は生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超える	
土石類の採取		
屋外における物品の集積又は貯蔵	高さが3m又は集積等の面積が100㎡を超える	

※1 建築物の屋根、屋上に設置される太陽光発電施設(設備)は、従来どおり、建築設備として建築物として扱う。(後から取り付けられる場合は、建築物の外観の変更に該当する。)

※2 太陽電池モジュールの築造面積の合計は、一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設にかかる「太陽電池モジュール」の水平投影面積の合計面積

2 届出等のフロー



[景観法及び長野県景観条例に基づく届出の手引き]

<http://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/documents/todokedenotebiki.pdf>

長野県佐久建設事務所 建築課
電話：0267-63-3160 (直通)
0267-63-3111 (内線 264)
FAX：0267-63-3187

軽井沢町 地域整備課 都市計画係
電話：0267-45-8582 (直通)
0267-45-8111 (内線 165)
FAX：0267-46-3165

景観規則一部改正の概要について

長野県では「長野県景観規則」を一部改正し、令和元年10月3日付で交付しました。これにより、景観法及び長野県景観条例に基づく届出の対象とされている行為のうち、一定の行為については、届出に係る添付図書が追加されます。

1 添付書類が追加される行為

行為の種類	規 模
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13メートルを超えるもの かつ 建築面積1,000平方メートルを超えるもの
(2) 電気供給施設等の建設等	高さ20メートルを超えるもの（一般地域に全ての届出対象行為が該当）
(3) 太陽光発電施設の建設等	太陽電池モジュールの築造面積の合計1,000平方メートルをこえるもの（一般地域にあつてはすべての届出対象行為が該当）
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるもの かつ 生じる法面・容積の高さ3メートル及び長さ30メートルを超えるもの
(5) 土地の形質変更 （土石の採取又は鉱物の掘採を除く）	変更に係る面積が1ヘクタールを超えるもの かつ 生じる法面・擁壁の高さ3メートル 及び 長さ30メートルを超えるもの

2 追加される添付図書

添付図書等	備 考
眺望点からの完成予想図	現状と比較できるようにすること。
行為地及び完成予想図を作成した眺望点を示した図面	縮尺1/2500程度、完成予想図を作成する範囲も明示すること。
眺望点関係者への説明状況について記載した報告書（参考様式第1号）	説明を行う際には、「眺望点からの完成予想図を提示して説明すること。
行為地周辺住民等への説明状況について記載した報告書（参考様式第2号）	報告書には説明会等では出されたいけんとうの中で景観に関する内容について記載する。
太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項（参考様式第3号）	太陽光発電施設の建設等の場合に限る。

3 改正の施行日

令和元年12月1日（令和2年1月1日以後に着手するものが対象です。）

4 その他

- (1) 規則の改正にあわせ、地域の守るべき景観を持つ「眺望点」を県が指定します。指定箇所一覧は県ホームページにて公開しています。
- (2) 改正後の届出手続きの詳細については「景観法及び長野県景観条例に基づく届出の手引き」をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html>

長野県建設部 都市・まちづくり課 景観係【電話 026-235-7348(直)】

長野県景観条例による『浅間山麓景観育成重点地域』の概要

長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）は、地域の特性を生かした景観育成を図り、美しい県土の実現を目的としています。

この条例では、景観育成上特に重要な地域を「景観育成重点地域」として指定し、県を代表する自然景観等の保全や景観の育成を図っています。

I 浅間山麓景観育成重点地域の区域

軽井沢町、小諸市、東御市、及び御代田町にわたる地域で、
軽井沢町内の重点地域は、上信越高原国立公園の特別地域の区域（都市計画区域内にあるものを除く）を除く区域。

II 景観育成計画（抜粋）

1 景観の特性

◇ 地域の概況

浅間山の山麓に位置し、ほぼ全域で浅間山への優れた眺望が可能であるとともに、一部の地域では佐久平から八ヶ岳にいたる眺望や北アルプスへの遠望を得ることができる。

また、地域内は浅間山のすそ野に広がる樹林などの自然景観に恵まれている。

地理的には本県と首都圏を往来する際の玄関口にあたり、加えて区域内にわが国を代表する保養地を含むことから、通過交通や観光客の入り込みが多い。

◇ 景観の主な構成要素と景観形成上の課題

(1) 都市的な景観を有する区域【都市地域】

景観の混乱を改善し、統一感のある個性的なまち並みが形成されるよう配慮していく。

(2) 主要な道路に沿った区域【沿道地域】

浅間山や佐久平方面への眺望を確保しつつ良好な沿道空間が形成されるよう配慮していく。

(3) 山地、高原リゾート区域【山地・高原区域】

他の地域からの眺望に留意して景観の変容を抑制するとともに、樹林・樹木を保全して高原リゾート地としての景観の形成に配慮していく。

2 景観育成の目標及び方策

(1) 都市地域【第1種住居地域及び近隣商業地域】

まち並みとしての連続性を確保しつつ良好な都市景観が育成されるよう、建築物等は、周辺と調和した高さ、規模、意匠・形態、色彩等とするとともに、既存樹木の保全や敷地周辺の緑化を図るものとする。

(2) 沿道地域【国道、主要地方道、広域農道等の両側30m以内の地域で(1)を除く地域】

浅間山や佐久平への眺望の維持と、山麓部の自然景観との調和が図られるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない意匠・形態、色彩等とし、敷地周辺の緑化を進めるものとする。

(3) 山地・高原地域【上記(1)、(2)を除く地域】

山麓の自然資源を活用した住宅・別荘等が適正に整備されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、基調となる地形、水系、樹林などの保全・活用を図り、高原リゾートとしての優れた景観を阻害しないよう努めるとともに、他の地域からの眺望の対象であることにも留意するものとする。

「軽井沢町景観育成基準ガイドライン」

1 背景

軽井沢町は、日本を代表する保健休養地として、明治以来、美しい自然と国際色豊かな文化を育み、今なお国際親善文化観光都市として発展を続けていますが、近年の高速交通網の発達による通勤圏の拡大や景気の回復による宅地造成、賃貸住宅の増加、商業施設の進出などにより、歴史ある軽井沢町の環境が急激に変化してきたこと。

2 目的

県の景観育成基準のうち道路又は隣地から建築物等までの後退距離や外観の色彩等について数値等を明確にすることにより、軽井沢町の自然と景観を維持、保全、育成すること。

3 ガイドラインの主な規定

区分・項目		地域区分			
		都 市	都市沿道	山地・高原	
建築物・工作物	配置	道路後退	2m以上	5m以上	5m以上
		隣地後退	1m以上	1m以上	3m以上かつ各部分の高さの1/2以上
	形態・意匠	屋根勾配 2/10 以上、軒の出 50 cm以上			
	色彩等	彩度4以下		彩度 4 以下 明度 7 以下	

※紙面の関係で表現は簡略化し、一部省略してありますので、必ず、県のホームページ等でご確認ください。

4 ガイドラインの適用

平成 19 年 7 月 1 日から

5 その他

軽井沢町景観育成基準ガイドラインは、長野県のホームページをご覧ください。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html>)

6 お願い

- ・添付図面で、色彩が施された立面図には、色のイメージを正確に把握するため、マンセル記号による表示をお願いします。

長野県建設部 都市・まちづくり課 景観係
電話：026-235-7348(直通)
FAX：026-252-7315
E-mail：keikan@pref.nagano.jp

軽井沢町景観育成基準ガイドライン

行為の区分	事 項		軽井沢町景観育成基準ガイドライン(ゴシック)部分、数値等により明確化)		
			都市地域	沿道地域	山地・高原地域
(1)建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	ア 配置	(ア)	道路及び隣地からの後退は別紙		
		(イ)			
		(ウ)	●敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。		
		(エ)	●浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とすること。	●浅間山や佐久平への眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	
		(オ)	●電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。		
	イ 規模	(ア)	●浅間山や佐久平への眺望をできるだけ阻害しないようにするとともに、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。		
		(イ)	●高さは周囲のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、圧迫感を生じないよう努めること。	●個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、空地を十分にとり圧迫感を生じないようにし、周辺の景観等との調和に努めること。	●高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、樹高以上になる場合には、背景となる浅間山や周辺景観と調和するように努めること。
	ウ 形態・意匠	(ア)	●周囲の建築物等の形態との調和に努めること。 ●第1種住居地域における建築物等の屋根の形状は、原則としてこう配10分の2以上、軒の出0.5m以上のこう配屋根とするなど、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。	●浅間山、背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。	
		(イ)	●建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの育成にも努めること。	●屋根の形状は原則としてこう配10分の2以上、軒の出0.5m以上のこう配屋根とし、背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。	
		(ウ)	●壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。		
(エ)		●周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。			
(オ)		●河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。			
(カ)		●屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。			
(キ)		●屋外階段、バルコニー、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。			

行為の区分	事項	軽井沢町景観育成基準ガイドライン(ゴシック)部分、数値等により明確化)			
		都市地域	沿道地域	山地・高原地域	
(1)建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	エ材料	(ア)	●周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。		
		(イ)	●反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	●反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。	
		(ウ)	●地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。		
	オ色彩等	(ア)	●建築物等の外観は、表面に着色していない自然素材、金属板、スレートなどの素材色を除き、彩度4以下を基調とし、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	●建築物等の外観は、表面に着色していない自然素材、金属板、スレートなどの素材色を除き、彩度4以下、明度7以下(無彩色を除く。)で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	●建築物等の外観は、表面に着色していない自然素材、金属板、スレートなどの素材色を除き、彩度4以下、明度7以下(無彩色を除く。)で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色、及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意すること。
		(イ)	●多色使い、アクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	●建築物等の外観に使用する色数は、全体を3色以内のコントラスト(対比)でまとめることが望ましい。	
		(ウ)	●照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。		
		(エ)	●光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。	●光源で動きのあるものは、原則として避けること。	
		(オ)	●敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。		
	カ敷地の緑化	(ア)	●敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。	●塀、遮へい物はできるだけ設けず、やむを得ず設ける場合は、樹木等を活用し、周辺景観と調和するよう配慮すること。	
		(イ)	●建築物等の周辺は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。		
		(ウ)	●駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。		
		(エ)	●緑化に使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	●緑化に使用する樹種は周辺の樹林等周辺景観と調和させるとともに、四季を彩る落葉樹などを活用するよう努めること。	
(オ)		●河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。			
(カ)		●敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。ただし、建築物等の建設のため、樹高10m以上の樹木を伐採する場合は、既存の植生に合う樹木を代わりに植栽すること。			

行為の区分	事項	軽井沢町景観育成基準ガイドライン(ゴシック)部分、数値等により明確化)				
		都市地域	沿道地域	山地・高原地域		
(1)建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	キ 特定外観意匠に関する付加基準(屋外における広告物の表示又は掲出基準)	(ア) 配置	● 広告物は、道路より1m以上後退させること。ただし、近隣商業地域内においては、できるだけ後退させること。 ●河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。			
		(イ) 規模、形態・意匠	●基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ●周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。			
		(ウ) 材料	●周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。			
			●反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	●反射光のある素材は、極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。		
		(エ) 色彩等	● 彩度は8以下とし、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	● 彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	● 彩度は6以下とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、青色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低くても使用に当たっては十分留意すること。	
			●多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること	●使用する色数を少なくするよう努めること。		
(2)土地の形質の変更(法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの(土石類の採取及び鉱物の採取を除く。)をいう。)	変更後の土地の形状、修景、緑化等	(ア)	●大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。			
		(イ)	●擁壁は、材料、 表面処理の工夫(自然石による修景等) 、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。			
		(ウ)	●敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水面、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。			
		(エ)	●団地開発では、 電柱類は地下埋設とするなど、できるだけ道路側に設置しないよう努めること。	●団地開発では、 電柱類は地下埋設とするなど、できるだけ道路側に設置しないようにするとともに、 浅間山や佐久平への眺望を阻害しないよう努めること。		
(3)土石の採取及び鉱物の採取	採取の方法、採取等後の緑化等	(ア)	●周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。			
		(イ)	●採取等後は周辺の自然と調和するよう既存の植生に配慮した緑化等により修景すること。			
(4)屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい等	(ア)	●物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。			
		(イ)	●道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努めること。			

長野県景観条例 浅間山麓景観育成基準『軽井沢町景観育成ガイドライン』後退距離の概要

地域区分		都 市 【第1種住居・近隣商業】			沿 道 【第1種低層住居内の国道 18号、国道146号、軽井沢 バイパスの沿道30m】	山 地・高 原 【第1種低層住居・用途無指定】	
		第1種住居地域 【都市沿道地域を除く】	都市沿道地域 (注1)	近隣商業地域	沿 道 地 域	第1種低層住居専用地域 用途地域の指定のない区域 【既存集落地域を除く】	既存集落地域
後退距離	道 路	2m以上	5m以上	極力後退する	3m以上 【大規模建築物5m以上】	5m以上 【大規模建築物10m以上】	2m以上
	隣 地	1m以上	1m以上	極力後退する	1.5m以上	3m以上かつ 各部分の高さの1/2以上	1m以上

- (備考)
- 1 都市沿道地域は、国道18号、軽井沢バイパス、主要地方道下仁田軽井沢線、主要地方道松井田軽井沢線、町道離山線、町道塩沢中学校線に面する地域であり、かつ第1種住居地域に限る。
 - 2 山地・高原地域における既存集落地域とは、用途地域の指定のない区域のうち容積率が100%の地域とする。
 - 3 道路又は隣地からの後退距離の算定は、建築物の水平投影外周線（軒、庇、ベランダ、出窓、玄関ポーチ等の外周線）までとする。
 - 4 後退距離の確保が敷地の狭小、形状により難しい場合は、できるだけ後退するよう事前に協議すること。
 - 5 大規模行為は、建築面積が1,000㎡を超えるもの、外観の変更面積が400㎡を越えるもの等とする。

※様式は県ホームページより取得してください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html>

(様式第1号) (第4条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

電話番号

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 場所	市 町		番地		
	郡	村			
	景観育成重点地域内 () ・ 景観育成特定地区 () ・ その他				
行為の 種類	建 築 物	用 途			
		区 分	新築・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		規 模	建 築 面 積	㎡	
			延 べ 床 面 積	㎡	
			高 さ	m	
			外 観 変 更 面 積	㎡	
			特定外観意匠面積	㎡	
	工 作 物	種類・用途			
		区 分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		規 模	築 造 面 積	㎡	
			高 さ	m	
			長 さ	m	
			特定外観意匠面積	㎡	

	土地の形質の変更	種類	法第 16 条第 1 項第 3 号・政令第 4 条第 1 号		
		目的			
		規模	面積	m ²	
			法のり 法面又は擁壁の高 さ及び長さ	高さ	m
	屋外における 物件の堆積 ^{たい}	種類			
		規模	面積	m ²	
高さ	m				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
設計又は施 工方法					
	景観育成のために 特に配慮した事項				

- (備考)
- 1 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
 - 2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。
 - 3 次の書面を添付してください。
 - ア 設計者等の住所、氏名及び電話番号を記載した書面
 - イ 行為に対する市町村の意見を記載した書面

(参考様式) 様式第1号添付用

設計者等		住 所				
		氏 名		電話番号		
	育成に関する計画等	地域における景観	名称			
			概要			
※市町村記入欄		行為に対する意見				

(注意) ※印欄は申請者が記入する必要はありません。

(運用様式第5号)

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

様

住 所
電話番号
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 場所	市 町 村		番地		
	景観育成重点地域内 () ・景観育成特定地区 () ・その他				
行為の 種類	建 築 物	用 途			
		区 分	新築・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		規 模	建 築 面 積	㎡	
			延 べ 床 面 積	㎡	
			高 さ	m	
			外 観 変 更 面 積	㎡	
			特定外観意匠面積	㎡	
	工 作 物	種類・用途			
		区 分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		規 模	築 造 面 積	㎡	
			高 さ	m	
			長 さ	m	
			特定外観意匠面積	㎡	

	土地の形質の変更	種類	法第 16 条第 1 項第 3 号・政令第 4 条第 1 号		
		目的			
		規模	面積	m ²	
			のり 法面又は擁壁の高 さ及び長さ	高さ	m
	屋外における 物件の堆積 <small>たい</small>	種類			
		規模	面積	m ²	
高さ	m				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
設計又は施 工方法 (変更内容)					
	景観育成のために 特に配慮した事項				

- (備考)
- 1 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
 - 2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。
 - 3 行為の内容は、変更後の数値を記入してください。（変更前不要）
添付図面についても、変更前の内容は不要です。
 - 4 次の書面を添付してください。
 - ア 設計者等の住所、氏名及び電話番号を記載した書面
 - イ 行為に対する市町村の意見を記載した書面
 - 5 変更の届出にかかる行為については、工事の着手に制限がありますので、注意してください（法第 18 条第 1 項）。

(参考様式) 様式第1号添付用 (運用様式第5号及び第6号含む)

設計者等	住所		〒 TEL	
	氏名 (代理者)			
育成に関する計画等	地域における景観	名称		
		概要		
※市町村記入欄	行為に対する意見			

(注意) ※印欄は通知者が記入する必要はありません。

記入例

(様式第1号) (第4条関係)

景観計画区域内における行為の届出書

届出の規模に応じて、長野県知事又は、
佐久建設事務所長としてください。

年 月 日

様

行為を行う者の氏名を記入してください。

住 所
電話番号
氏 名

() 欄は、地域(地区)名又は○を記入してください。
その他の場合は、その他を○で囲ってください。

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

代表地番(他○筆)で構いません。

行為の 場所	市 (町) 北佐久 軽井沢 ○○○○ 番地 ○ (他 ○筆)	景観育成重点地域内(浅間山麓)・景観育成特定地区()・その他	
	郡 村		
行為の 種類	建築物	用途	保養所
		区分	新築・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)
	規模	建築面積	1,800 m ²
		延べ床面積	2,500 m ²
		高さ	9.80 m
		外観変更面積	m ²
		特定外観意匠面積	m ²
	工作物	種類・用途	擁壁(RC造)
		区分	新設・増築・改築・移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)
		規模	築造面積
高さ			3.0 m
長さ	100.0 m		
	特定外観意匠面積	m ²	

・該当する行為に
○印を付けて、必要
な項目を記入して
ください。
・複数の行為につい
て、同時に届出も可
能です。

法第 16 条第 1 項第 3 号とは「都市計画法の開発行為に係る形質の変更」をいう。

政令第 4 条第 1 号とは「土地の開墾・土砂の採取等その他」をいう。

開発行為等を行う面積と
してください。

土地の形質の 変更	種類	法第 16 条第 1 項第 3 号・政令第 4 条第 1 号		
	目的	土留めのための擁壁		
	規模	面積	300	m ²
		高さ及び長さ	高さ	3.0 m
屋外における 物件の堆積	種類			
	規模	面積	m ²	
		高さ	m	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計又は施 工方法	<p>当届出行為の設計主旨等で、特に景観に配慮した概要を記入してください。</p> <p>(例) 当該敷地は、浅間山麓の別荘地内のため、周辺環境との調和をコンセプトとし、現況の斜面を極力生かす造成計画、既存の樹木を残す配置計画とした。</p> <p>その他の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：〇〇m²【必ず記載してください】 外構（屋根、外壁等）の材料（素材） 			
	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/10 以上の勾配屋根、壁面からの軒の出を 50 cm 以上とし、周辺の建築物と形態を合わせた。 ・色彩は、周辺の建築物と調和するようにし、彩度を 4 以下、明度を 7 以下とした。 ・景観に配慮して、道路から〇m、隣地から〇m後退をした。など 		<p>□ 軽井沢町景観育成基準ガイドラインで定めた基準に対しての数値等を明示してください。</p> <p>(軒の出、屋根勾配、屋根・外壁の色彩、軒先から隣地・道路までの距離など)</p> <p>□ 照明、反射光（太陽光パネル等）を設けた際の配慮した事項を示してください。</p> <p>□ 緑地計画について、示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽する樹木の樹種 ・ 駐車場を設けた際の緑地について ・ 樹高 10m 以上伐採木の有無及び本数 	

着手・完了予定日は必ず記入してください。

- (備考)
- 1 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
 - 2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。
 - 3 次の書面を添付してください。
 - ア 設計者等の住所、氏名及び電話番号を記載した書面
 - イ 行為に対する市町村の意見を記載した書面

以下、市町村において記入しますので、届出者は、記入不要です。

法人の場合は、法人名を記入してください。
代理者がいる場合は、代理者名を記入してください。

(参考様式) 様式第1号添付用

設計者等	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 TEL 026-123-4567 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	氏名	株〇〇設計事務所 代表取締役 長野 一郎 (代理者 設計1課 松本 二郎)	
育成に関する計画等	地域における景観	名称	
		概要	
※市町村記入欄	行為に対する意見		

(注意) ※印欄は申請者が記入する必要はありません。

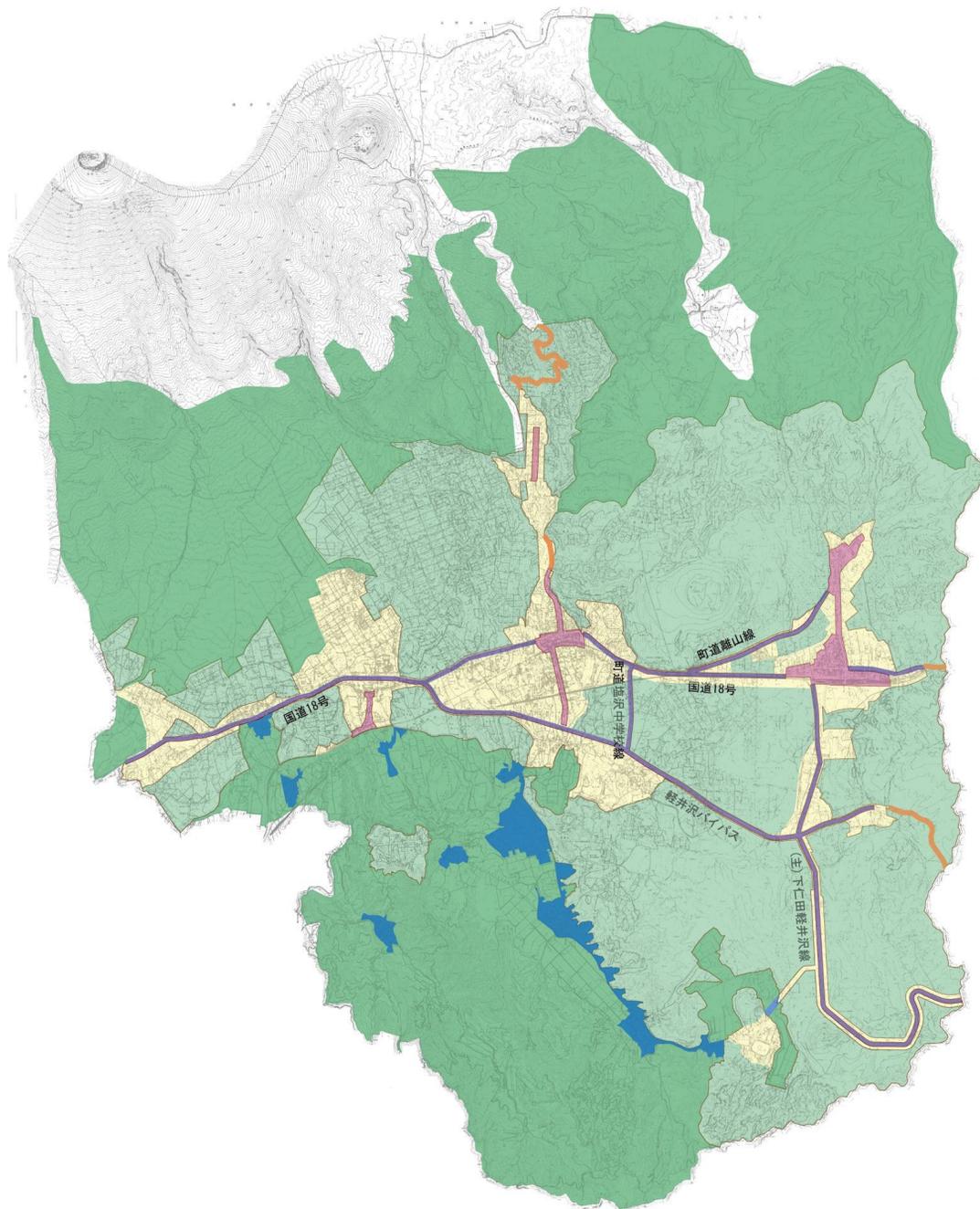
行為の種類	図 書	
	種 類	記 載 事 項 等
建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺及び方位 ・ 道路 目標となる地物 届出に係る敷地の位置 など
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺及び方位 敷地の形状及び寸法(山地・高原の場合、高低) 届出に係る建築物等と既存建築物等の位置、高さ 敷地に隣接する道路の位置及び幅員 ・ 建築設備 植栽、樹木等の位置、樹種、高さ及び本数 駐車場、照明その他の外構施設の位置、材料 現況写真の撮影位置及び方向 道路及び隣地後退ラインの記載 (壁面ではなく建物外周線の後退ライン)
	立面図(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺及び方位 ・ 開口部、建築設備等の位置及び寸法 外構部分の構造、材料及び色彩その他の意匠と寸法 外構部分に施す色彩と同一の色彩による彩色 色彩のマンセル値 屋根勾配角度、軒の出寸法 (軒の出寸法は、妻面を含む建物全周における壁面から屋根の先端までの距離を記載)
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> カラー写真 ※複数の方向から当該敷地や当該敷地の周辺の状況がわかるようにとった写真(写真には当該敷地を明示すること)
	その他知事が必要と認める図面等	
土地の形質変更	現況図	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法による開発行為の許可申請の際に添付する図面に準じて作成すること。 植栽計画、外構施設がある場合は、土地利用計画図にその概要を記載すること。
	土地利用計画図	
	がけ・擁壁の断面図	
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 行為地及びその周辺景観の状況を表すもの
土石類の搾取	その他知事が必要と認める図面等	
	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 採石法による認可申請の際の添付図書に準じて作成すること。
	採取場及びその周辺の状況図	
	廃土たい積方法計画図	
	採掘終了措置図	
現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 行為地及びその周辺景観の状況を表すもの 	
その他知事が必要と認める図面等		

屋外における物品の 集積又は貯蔵	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 道路 ・ 目標となる地物
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 敷地の形状及び寸法 ・ 物品の集積又は貯蔵の位置 ・ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ・ 隣接する道路の位置及び幅員 ・ 隣接する土地との高低差 ・ 付近の土地利用の現況
	その他知事が必要と認める図面等	

届出添付図書一覧

区分		添付図書		
行為の種類	根拠	種類	縮尺	根拠
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	法第16条第1項第1号	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面	1/2500以上	法規制第1条第2項第1号イ
		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真	—	法規制第1条第2項第1号ロ
	法第16条第1項第2号	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	1/100以上	法規制第1条第2項第1号ハ
		建築物又は工作物の色彩が施された二面以上の立面図	1/50以上	法規制第1条第2項第1号ニ
		その他参考となるべき事項を記載した図書	—	法規制第1条第2項第3号
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為 その他の土地の形質の変更（土石の採取、鉱物の掘採を除く）	法第16条第1項第3号	当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	1/2500以上	法規制第1条第2項第2号イ 県規制第5条
	政令第4条第1号	設計図又は施行方法を明らかにする図面	1/100以上	法規制第1条第2項第2号イ 県規制第5条
		当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域内の周辺の状況を示す写真	—	法規制第1条第2項第2号イ 県規制第5条
		その他参考となるべき事項を記載した図書	—	法規制第1条第2項第3号 県規制第5条
		土石の採取、鉱物の掘採	政令第4条第1号	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
土石の採取、鉱物の掘採	政令第4条第1号	採取又は掘採の方法を明らかにする図面	1/100	県規制第5条
		廃土の堆積方法を明らかにする図面	1/100	県規制第5条
		採取又は掘採の終了後に行う措置を明らかにする図面	1/100	県規制第5条
		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—	県規制第5条
		その他参考となるべき事項を記載した図書	—	県規制第5条
		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	政令第4条第4号	当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	政令第4条第4号	堆積する場所及び方法を明らかにする図面	—	県規制第5条
		当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	—	県規制第5条
		その他参考となるべき事項を記載した図書	—	県規制第5条

軽井沢町景観育成基準ガイドライン地域区分図



地域区分		凡例
地域	細分化地域	
都市地域	第1種住居地域(都市沿道地域を除く)	
	都市沿道地域(第1種住居地域に限る)	
	近隣商業地域	
沿道地域	第1種低層住居内で指定沿道から30m	
山地・高原地域	第1種低層住居専用地域及び用途地域指定のない区域	
	既存集落地域	